

事務連絡
平成29年6月16日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 御中
（モデル事業実施対象都道府県）

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険の被保険者資格確認事務のモデル事業実施に係るQ&A等の送付について

先に「国民健康保険の被保険者資格確認事務に係るモデル事業の実施について」(平成29年6月7日保国発0607第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長)を通知したところですが、本通知に係るQ&Aを別添のとおりまとめましたので、内容についてご了知いただき、モデル事業実施市町村への周知をお願いします。

また、下記の資料等を作成いたしましたので、あわせて提供いただくとともに、事業実施にあたり特段の御配慮方よろしくをお願いします。

記

1. リーフレット（改訂版）
2. 別紙報告書(エクセルシート)
3. 市町村受付（回付）管理表記入例（エクセルシート）
4. 郵送時依頼文（お勤め先に関する情報提供のお願い）
5. モデル事業実施概要・スキーム図

国民健康保険の被保険者資格確認事務に係るモデル事業の実施について(Q&A)

【市町村窓口による対応】

(問1) 国保被保険者に勤務状況等を質問する根拠及び責任主体如何。

(答)

- 1 厚生労働省からの通知に基づき、質問票への記入依頼を行い、健康保険の適用の可能性がある場合は、年金事務所に回付して確認を行うもの。当該被保険者に健康保険が適用されるか否かは、年金事務所が行う事業所調査により判明するものであるため、窓口においてはその旨お伝えいただきたい。
- 2 国民健康保険の被保険者の要件は、法令により定められているところであり、市町村国保の窓口においては、被保険者の資格について丁寧に確認し、本来国保に加入すべきではない方を洗い出して、適切な保険制度につなぐことが必要である。

このような取組を行うことにより、

- ・遡及資格変更に伴う、国保保険料の返還や保険給付費の返納という事務が生じなくなる、
- ・被保険者にとっても余計な事務負担を負わずに済む

といった効果が期待される。

なお、事業所への調査自体は厚生労働大臣から権限の委任を受けた日本年金機構（年金事務所）が行うものであるが、端緒となる事実を把握するためには、日本年金機構のみならず関係者がそれぞれの立場でできることを行って、把握に努めるべきものとする。

(問2) 国保の資格取得時は、ほとんどが「社保離脱」であり就労している人が少ないため実効性が疑問。また、7月には保険料賦課の決定通知後で窓口が混乱するので聞き取りは困難だが、可能な範囲で取り組むことでいいか。

(答)

国保の加入者は、退職や離職等により社会保険の資格を喪失した者が多いと思われるが、窓口に来られた時点で就労していないことを確認することは、法令に定められた要件に即した適用を実現する上で必要な業務であると考えられる。

モデル事業では、就労しているかどうかを聞き取り、就労していると答え

た場合には質問票への記入をお願いすることとなるが、該当する割合は低いと推測している。このため、現在の業務が滞るほどの事務負荷がかかるものとは考えていないが、窓口の実施体制など市町村の実情に応じて、できる限り取り組んでいただきたい。

(問3) 滞納者の納付相談時は、冷静ではない相談も多く、納付相談以外の話をするのは困難。また、給与差し押さえもあることを話す中では、事業所名を記入しないのではないか。

(答)

滞納者の納付相談においては、ご本人が滞納保険料の納付相談で手一杯である場合や差押等の強制執行の教示等に対し激怒している場合なども考えられることから、その状況に応じて適切に対応いただくようお願いしたい。

就労していて健康保険への加入の可能性がある場合には、そもそも滞納自体が問われなくなる可能性もあるので、滞納者の話をよく聞きながら状況に応じ対応していただけるとよいと考える。

(問4) 本来は社保加入かどうか確認できるまでには時間を要するため、国保資格取得届を受理し、被保険者証を交付してから質問票の提出を依頼するという流れになるという理解で良いか。

(答)

国保の加入手続きに窓口を訪れた方には、まずは確認書類等に基づき国保の資格取得事務を行うこととなるが、その際に現在就労しているかどうかを聞き取り、就労していると答えた場合には、質問票への記入を依頼するという流れになる。

いずれにしても実務上は、年金事務所における確認作業には時間を要するので、一旦国保資格取得届を受理して、被保険者証を交付することになる。

(問5) 年金事務所への回付後の問い合わせへの対応は、年金事務所で行うことでいいか。また年金事務所からの調査結果報告(回答)後の事務処理はどうなるのか。(郵送による対応も同様)

(答)

年金事務所への回付後は、年金事務所において調査を行うこととなる。このため、問い合わせ先となる年金事務所の連絡先を、お配りする質問票に掲載しているので、その連絡先を案内いただきたい。

年金事務所からの調査結果報告後、健保適用となることが明らかになった場合は、本人に市町村から資格喪失届の提出を求めて喪失に係る事務を行うこととなるが、健保適用とならない場合は国民健康保険の資格が継続されることとなるので、特段の事務は発生しない。

また、本人に対しては、年金事務所から調査結果について連絡がいくこととなっているが、年金事務所への回付や調査後の報告等の具体的な取扱いについては、年金事務所との連絡会議において、適宜協議いただきたい。

(問6) 年金事務所との個人情報のやりとりを行うことになるが、書留送付等を検討すべきではないか。

(答)

年金事務所とのやりとりなど個人情報の取り扱いについては、法令等に基づき適正に行っていただきたい。郵送の場合にも細心の注意を払い、書留送付とするなど適切に対応願いたい。

なお、そうした書類のやりとりの方法などについても、年金事務所との連絡会議で、協議いただきたい。

(問7) 勤務している状況下で、質問票のチェック後に年金事務所へ相談に行く人がどれだけ行くのか疑問であるが如何か。

(答)

通常、事業所に勤務している方は相談に行く時間がとれないことや、年金事務所が遠方にあるなどの理由で実効性を疑問視されることは理解する。

しかしながら、そういった方にも適切に対応するため、年金事務所の連絡先等をご本人にご案内するところまでは行政として行うことが求められているところであり、また市町村窓口では時間がとれない場合や健康保険等の加入を拒む事業所への相談等については、事業所調査を行う年金事務所に直接相談に行かれた方が望ましいことから、このような対応を進めていくことが必要であると考えている。

(問8) 転入による国保加入者は外国人が多いため、リーフレット等の外国語訳(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等)が必要だが用意いただけるのか。

(答)

リーフレットについては、国保窓口において、より説明しやすいものとな

るようモデル事業用改訂版を作成したところである。今回その外国語訳まで
は用意していないが、日本年金機構HPに「社会保険制度加入のご案内」の
外国語訳版を掲載しているので、適宜ご活用いただきたい。

(問9) 滞納者は、国保加入のまま社保に二重加入していて、むしろ、国保の
資格喪失手続きを失念している方が多いことから、こういう方への国保資
格喪失手続きに関する案内も併せて行う必要があると思うが如何か。

(答)

国保の資格確認については、日本年金機構から提供されるねんきんネット
や年金被保険者情報を積極的に活用することで、適正な資格確認を行うこと
ができる仕組みを設けているが、滞納者への就労確認と併せて喪失手続きの
案内についてもお願いしたい。

(問10) 国保加入について代理人申請の場合は、委任状、写真付き本人確認書
類等を求めて手続きを行い、保険証は郵送(書留)している。代理人が同
一世帯内の場合、第三者の場合の両方について質問票の記載等どのように
対応すればよいか。

(答)

窓口における質問票の記入依頼については、個人情報でもあり加入者本人
であればその場で記入をお願いできるが、本人以外の代理人の場合は、持ち
帰っていただき、本人が記入後に送付してもらう等の対応になる。

(問11) 窓口対応では、リーフレットによる説明、質問票への記入依頼などで
健康保険・厚生年金の適用に関する知識が必要だが、職員への研修などは
行ってくれるのか。

(答)

窓口で説明を行うためには、保険加入ルール等制度の十分な理解が必要だ
が、年金事務所との連絡会議の場において、被保険者への説明の仕方や質問
票への記入方法等について年金事務所に確認をお願いしたい。また必要に応
じて研修会等を開催するなど対応願いたい。その場合、年金事務所職員が講
師としてご説明する。

【郵送による対応】

(問 12) 年金事務所での調査結果が不明な中において、滞納者へ送付することについては、慎重になる必要があると考えるがどうか。

(答)

国保加入時には、社会保険からの離脱で就労していなかった方であっても、その後、事業所等に就労する場合もある。そうした方について、就労状況を把握し、事業所で働いている場合には健康保険に加入することになる可能性があるということを周知することは、本人にとってもメリットがあり、また、資格の適正な管理を進める上で市町村にとっても有効であると考えている。

その方が滞納者であった場合には、健康保険制度をお知らせすることで加入に結びつき滞納そのものが解消されるというメリットも考えられる。

具体的には、滞納者への督促状や催告書等を送付する際にリーフレットと質問票を同封することで周知は可能と考える。

市町村の実情に応じた適切な事務処理をお願いしたい。

(問 13) 被保険者証の更新時等に対象者全員に送付すると、送付後に非該当者より内容の問い合わせや、無駄なものを送付するなどの苦情が予想されるが如何か。

(答)

送付の方法については、制度周知の観点から対象者全員に送付することも一つの方法であるが、全員ではなく年齢や年金受給の有無、課税所得情報等から得られる給与所得金額を考慮して、対象者を絞り込んで送付することも有効な方法と考える。

滞納者の状況は様々であることから、市町村の実情に応じた効率的な対応の工夫をお願いしたい。

(問 14) 課税所得情報等から給与所得者を抽出して対象者を絞り込む方法もあるとのことだが、保険料の賦課徴収のために情報を得ているものであり、目的外使用に当たると考えるが如何か。

(答)

国民健康保険法第 113 条の 2 の規定により、被保険者の資格に関し必要があると認めるときは資料の提供等を求めることができるとなっている。

これを踏まえれば、今般の税情報の利用は目的外使用には当たらないと理解

しているが、各市町村における個人情報取扱い（条例や規則等）にも留意しつつ、庁内の税務部門とご相談いただいた上、適切にご対応いただきたい。

（問 15）国保税の徴収業務については、納税担当部署で他税と併せて行っている。そのため国保税の滞納者のみ抽出することはできないが、こうした場合の対応はどのようなのか。

（答）

国保税として納税担当部署で徴収業務を行っている場合は、周知案内について依頼できるようであれば依頼していただき、対応が困難であれば、国保課で対応できるか検討いただきたい。

また、国保税の滞納者が特定できない状況であればやむを得ないものと考え、短期被保険者証や資格証明書の発行の際などで特定できるのであれば対応をお願いしたい。

（問 16）督促ははがきタイプのため、同封することはできない。また、個別催告書は差し押さえ予告で、必要以上の情報過多な郵便物にたくない。こうした場合の対応はどのようなのか。

（答）

はがきタイプであるためにリーフレット等を同封して郵送できない場合は、別郵便で可能な限り今回の取組を進めていただきたいと考えているが、市町村の実情に応じて適宜工夫した対応をお願いしたい。

（問 17）郵送により行う場合は、市町村が質問票を受けるよりも直接年金事務所への返送や相談の案内とした方がいいのではないかと。

（答）

今回のモデル事業は、現在国保を適用している方の被保険者資格が適正かどうかを確認するために市町村から発送していただくものであることから、一旦市町村に被保険者から送り返していただき、状況を把握することが市町村にとって有用であると考え、市町村に返送するよう依頼する旨をお示ししているものである。

被保険者の資格管理は、事業運営の基本となるものであり、市町村にとっても、適正な賦課額決定により過度な財政負担が生じなくなる、収納率向上に資するといったメリットもあるのでご理解いただきたい。

【実施状況等報告・費用負担】

(問 18) モデル事業実施後の件数報告は、通知の報告書（総括表）に事務連絡で送付された別紙様式を添付するということがよいか。また、個人ごとの受付（進捗）管理表も報告することとなるのか。

(答)

市町村での受付件数等の状況報告書は総括表に別紙を添付して報告いただきたい。11 月末までに報告していただくが、途中経過をお伺いする場合もあり得るので、実施月ごとに件数の管理をお願いしたい。

なお、別にお示ししている個人ごとの管理表は例として示したものであり報告は不要である。管理上は、例えば質問票のコピーの保存だけでも差し支えないが、年金事務所での管理件数と齟齬が生じないよう適正な管理をお願いしたい。

(問 19) モデル事業の取組において明らかとなった効果、問題点、対策等を取りまとめて報告とあるが、どのように報告するのか。

(答)

今回のモデル事業は、これまでの通常の適用事務に加え、年金事務所との連携により、更に適用の適正化を進めるために行うものである。市町村の実情に応じて取り組んでいただいた内容を踏まえ、市町村窓口による対応、郵送による対応それぞれについて、①実施による効果、②実施上の問題点、③問題点の解決につながる対策、④その他効果的・効率的な取組への意見などを、実施市町村で取りまとめて報告いただきたい。

今後モデル事業の検証を行った上で、全国の市町村において実施したいと考えているので、そのために幅広く有益なご意見をいただきたいと考えている。

(問 20) 事業実施に要する費用について、特別調整交付金で財政支援することだが、交付基準はどうか。

(答)

モデル事業実施に要する経費としては、用紙印刷、封筒、郵送料、委託費等の事務経費が考えられるが、会計整理上、モデル実施を行ったことにより実際に要した費用のみが算定対象となることに留意が必要である。

特別調整交付金の交付基準については、例年と同様 12 月を予定している。

健康保険・厚生年金に加入できないか確認しましょう

健康保険・厚生年金に入るメリットは？

○ 保険料の半分は会社が負担します

- 健康保険や厚生年金の保険料は、会社と被保険者が半分ずつ負担します。
- 被扶養者の方については保険料の負担がありません。

(モデルケース) 月収 200,000 円、4 人世帯の場合

国民健康保険	健康保険		
夫(世帯主)と妻、子2人	被保険者 (夫)	被扶養者 (妻、子2人)	合計
〇〇円 (〇割軽減)	9,910 円 (19,820 円)	0 円	9,910 円 (19,820 円)

※ 国民健康保険料(税)額に介護分は含みません。健康保険料のかつこ内は事業主が負担する分と合わせた金額になります。(協会けんぽで東京の場合)

○ 医療保険(健康保険)の給付が充実

- 健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合でも、所得保障として賃金の3分の2程度が支給されます。(傷病手当金、出産手当金)

○ 老齢年金の金額が増えます

(モデルケース) 月収 200,000 円の場合

厚生年金に加入すると、国民年金のほかに厚生年金から給付があるので、支給額が増えます。

保険料負担(1月当たり)			年金給付の増加額(1年当たり)		
健康保険	厚生年金	合計	1年加入	20年加入	40年加入
9,910 円	18,182 円	28,092 円	13,200 円	263,000 円	526,200 円

※年金給付の増加額とは、厚生年金に加入した場合に国民年金よりも増える額を指します。

○ 障害年金の給付が充実

- 厚生年金に加入すると、障害になったときに支給される年金額が増えます。また、国民年金では対象とならない程度の障害でも、障害厚生年金が支給される場合があります。

○ 遺族年金の給付が充実

- 国民年金の場合、加入者が万が一お亡くなりになると、遺族に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの間に限られます。
- 厚生年金に加入すると、亡くなられた方の配偶者は、子どもの年齢に関わらず遺族厚生年金を受け取ることができます。

健康保険・厚生年金に加入しなければならない会社は？

◆次の事業所は、健康保険・厚生年金への加入が法律で義務づけられています。

法人が経営する
事業所すべて

個人が経営する
事業所

(いつも5人以上の人が働いている)

※法人が経営する事業所であっても学校法人の事業所は私立学校教職員共済制度に加入することになります。

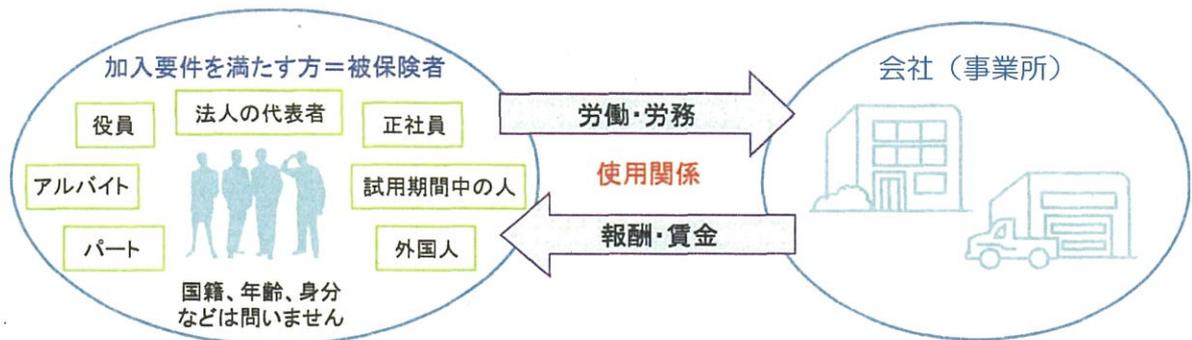
※5人以上の人が働いている個人の経営する事業所であってもサービス業の一部（飲食業、理美容業、娯楽業等）、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は加入が義務ではありません。

※ただし、一定の条件を満たせば健康保険・厚生年金に加入することができます。（任意適用事業所）

どのような働き方だと健康保険・厚生年金に加入しなければならないの？

◆健康保険・厚生年金への加入が義務づけられている会社（事業所）にお勤めになっていて次の①～③のいずれかに該当する方は、加入していただく必要があります。

※厚生年金は、原則70歳に達するまでの加入となります。



- ①正社員、法人の代表者、役員の場合
②(a)週の決まった労働時間が20時間以上、(b)勤務期間が1年以上見込まれること、(c)毎月の賃金が8.8万円以上、(d)学生以外、(e)従業員501人以上の会社に勤務、以上の5つの要件を全て満たす方の場合

加入の要件を満たしています。
直ぐに年金事務所に相談しましょう。

- ③パートタイマー・アルバイト等であって、週の労働時間が30時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の1週間の決まった労働時間の4分の3以上働いている方の場合
(例：正社員が週40時間働いている場合には週30時間以上働いている方)

加入の要件を満たす場合があります。

まずは、最寄りの年金事務所に相談してみましょう。

〇〇年金事務所 連絡先
電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇

受付（回付）状況報告（加入届出時）

実施月	窓口での加入届出総件数	窓口での質問票受付件数		年金事務所からの回答件数			年金事務所未回答 (調査中件数)	
		計	年金事務所へ回付した件数	回付対象外とした件数(未回付分)	計	社保適用となった件数		社保適用とならなかった件数
7月 実施分								
8月 実施分								
9月 実施分								
合計								

※この報告は市町村の管理用及び調査期間終了後の厚生労働省への報告用として作成するもの。
 ※その他の欄には具体的な内容(既に適用済、調査対象外など)を記載してください。

受付（回付）状況報告（納付相談時）

実施月	窓口での納付相談総件数	窓口での質問票受付件数			年金事務所からの回答件数				年金事務所未回答 (調査中件数)	
		計	年金事務所へ回付した件数	回付対象外とした件数(未回付分)	計	社保適用となった件数	社保適用とならなかった件数	その他		
7月 実施分										
8月 実施分										
9月 実施分										
合計										

※この報告は市町村の管理用及び調査期間終了後の厚生労働省への報告用として作成するもの。
 ※その他の欄には具体的な内容(既に適用済、調査対象外など)を記載してください。

受付（回付）状況報告（郵送による依頼：保険料（税）滞納通知等）

実施月	滞納通知等の 郵送総件数	郵送内訳件数			質問票受付件数		年金事務所からの回答件数				年金事務所 未回答 (調査中件数)	
		督促状	催告書	その他	計	年金事務所へ 回付した件数	回付対象外と した件数 (未回付分)	計	社保適用となっ た件数	社保適用となら なかった件数		その他
7月 実施分												
8月 実施分												
9月 実施分												
合計												

※この報告は市町村の管理用及び調査期間終了後の厚生労働省への報告用として作成するもの。
 ※郵送内訳件数のその他の欄には具体的な内容(差押予告書など)を記載してください。
 ※年金事務所からの回答件数のその他の欄には具体的な内容(既に適用済、調査対象外など)を記載してください。

受付（回付）状況報告（郵送による依頼：被保険者証交付等）

実施月	被保険者証等の 郵送総件数	郵送内訳件数			質問票受付件数		年金事務所からの回答件数				年金事務所 未回答 (調査中件数)	
		被保険者証 (更新)	短期被保険者証 (交付)	その他	計	年金事務所へ 回付した件数	回付対象外と した件数 (未回付分)	計	社保適用となっ た件数	社保適用となら なかった件数		その他
7月 実施分												
8月 実施分												
9月 実施分												
合計												

※この報告は市町村の管理用及び調査期間終了後の厚生労働省への報告用として作成するもの。
 ※郵送内訳件数のその他の欄には具体的な内容(被保険者資格証の交付など)を記載してください。また、郵送時に質問票を同封したか、別便で行ったか分かるようにしてください。
 ※年金事務所からの回答件数のその他の欄には具体的な内容(既に適用済、調査対象外など)を記載してください。

要付(回付)状況内訳票

実施月	1. 加入届出時				2. 納付相談時				3. 郵送依頼【保険料(税)滞納通知等】				4. 郵送依頼【被保険者証交付等】			
	(1)世帯主		(2)世帯主以外の 国保被保険者		(3)世帯主		(4)世帯主以外の 国保被保険者		(5)世帯主		(6)世帯主以外の 国保被保険者		(7)世帯主		(8)世帯主以外の 国保被保険者	
	質問票受付 (件数)	年金事務所へ 回付 (件数)	質問票受付 (件数)	年金事務所へ 回付 (件数)	質問票受付 (件数)	年金事務所へ 回付 (件数)	質問票受付 (件数)	年金事務所へ 回付 (件数)	質問票受付 (件数)	年金事務所へ 回付 (件数)	質問票受付 (件数)	年金事務所へ 回付 (件数)	質問票受付 (件数)	年金事務所へ 回付 (件数)	質問票受付 (件数)	年金事務所へ 回付 (件数)
7月																
8月																
9月																
合計																

※ 世帯主以外の国保被保険者数(2)、(4)、(6)、(8)の欄は、原則15歳又は18歳以上75歳未満を対象とする。

健康保険の被保険者となった国保被保険者に係る資格喪失等処理状況票

実施月	健康の適用状況		国保被保険者の資格喪失等処理状況				国保保険料(税)の還付状況			国保保険給付の返還状況			備考
	適用事業所数 (件数)	適用被保険者数 (人数)	処理件数 (人数)	未処理件数 (人数)		還付件数 (世帯数)	還付被保険者 数 (人数)	還付金額 (千円)	返還件数 (世帯数)	返還被保険者 数 (人数)	返還金額 (千円)		
				資格喪失 被保険者 (人数)	資格喪失届 動画中 (人数)							その他 (人数)	
7月 実施分													
8月 実施分													
9月 実施分													
合計													

(注1) 当該票は、日本年金機構からの回答に基づき作成するもの。

(注2) 厚生労働省への報告は日本年金機構からの回答状況を動向し、一定期間後に報告を予定している。

記入例

市町村受付(回付)管理表

〇〇市(町) 国保主管課

受付番号	氏名	生年月日	住所	電話番号	確認方法	市町村受付日	年金事務所回付日	年金事務所回付日	年金事務所回寄日	調査結果	社保加入年月日	事業所整理記号	備考
1	△△ △△	S50.1.5	東京都杉並区上荻△-△-△	11-1111-1111	1 窓口	H29.7.3	H29.7.5	H29.7.5	H29.7.7	1 既に健保・厚年加入中	H29.1.1	01-イロハ	
2	〇〇 〇〇	S40.8.5	東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇	99-9999-9999	1 窓口	H29.7.3	H29.7.5	H29.7.5	H29.7.7	1 既に健保・厚年加入中	H29.2.1	01-アイウ	
3	▲▲ ▲▲▲	S43.7.5	東京都杉並区浜田山▲-▲-▲	22-2222-2222	1 窓口	H29.7.6	H29.7.7	H29.7.7	H29.10.5	3 事業所調査中			
4	□□ □□□	H77.5.19	東京都杉並区阿佐谷南□-□-□	77-7777-7777	2 郵送	H29.7.10	H29.7.12	H29.9.22	H29.9.22	2 事業所調査後、健保・厚年加入	H29.7.1	01-ニホハ	
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
計							4	4	4	4	4	3	

※行が不足する場合は、適宜、行挿入してください。

- 1 窓口
- 2 郵送

- 1 既に健保・厚年加入中
- 2 事業所調査後、健保・厚年加入
- 3 事業所調査中
- 4 その他(詳細は備考欄に記入)

国民健康保険に加入されている皆様へ

※ 制度周知を含めて幅広く情報提供しています。

お勤め先に関する確認及び情報提供のお願い

わが国の医療保険制度は、健康保険と国民健康保険を中心として、国民の誰もがいずれかの制度に加入するという、いわゆる国民皆保険制度となっており、国民健康保険に加入するのは、健康保険に加入していない方が対象となります。

健康保険・厚生年金は、主に

○株式会社など法人が経営する事業所にお勤めの方 や

○いつも5人以上の方が働いている個人経営の事業所にお勤めの方（ただし、農林水産業、飲食店・宿泊業等の方は対象外）

であって、

○常勤の正規職員の方 や

○パート・アルバイトの方で1週間の決められた労働時間が通常の正規職員の3/4以上（概ね30時間以上）である方が対象となります。

この度、皆様が健康保険・厚生年金に加入できるかどうかを把握することを目的として確認調査を実施しますので、可能性があると思われる方は、同封した質問票への記入にご協力をお願いします。

注) お勤めされていない方については、特に記入、返送の必要はありません。

なお、いただきました情報につきましては、日本年金機構年金事務所に提供し、年金事務所がその情報をもとに事業所への調査等を実施し、健康保険・厚生年金の加入の是非を判断することとしております。

注) お答えいただいた情報につきましては、日本年金機構への情報提供以外の目的で使用することはありません。

ご協力いただける場合は、同封の封書にて返送(投函)をお願いいたします。

〇〇市(町) TEL

〇〇年金事務所 TEL

国民健康保険の被保険者資格に係る就労状況等の確認（モデル事業実施）

概要

- 市町村国保窓口において、国民健康保険加入手続きや納付相談等のために来所された方に、就労の有無を聞き取り、リーフレットを手交し説明。質問票の記入により、就労状況の確認を行い年金事務所へ情報提供を行う。
- 国民健康保険料（税）を滞納している被保険者（世帯主）に督促状や催告書の送付、短期被保険者証等を交付する時等に、リーフレットや質問票を同封して郵送。就労状況等を確認後、年金事務所へ情報提供を行う。

【実施時期は7月～9月】

確認スキーム

